

分析結果報告書

令和6年1月31日

北見環境事業協同組合 御中

北海設計株式会社 北見支店
〒090-0802 北海道北見市田端町74番6
Tel.(0157)57-1061

業務担当者：笠松



令和5年11月14日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 安定型最終処分場水質検査業務（上仁頃処分場）
試料名 地下水上流側（安定型最終処分場 才環生第965号）

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	基準値 ^{※1}	分析方法
アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号 付表3
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.0005以下	昭和46年環告59号 付表2
カドミウム	mg/L	0.001 未満	0.001	0.003 以下	JIS K0102 55.4
鉛	mg/L	0.005 未満	0.005	0.01 以下	JIS K0102 54.4
六価クロム	mg/L	0.01 未満	0.01	0.05 以下	JIS K0102 65.2.5
砒素	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0102 61.4
全シアン	mg/L	0.1 未満	0.1	検出されないこと ^{※2}	JIS K0102 38.1及び38.3
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01 以下	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.01 以下	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004	0.004 以下	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.1 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004	0.04 以下	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	1 以下	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.006 以下	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.1
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.006 以下	昭和46年環告59号 付表5
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	昭和46年環告59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	昭和46年環告59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.1
セレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01 以下	JIS K0102 67.4
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005	0.05 以下	昭和46年環告59号 付表8
塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	平成9年環告第10号 付表
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.27	—	—	JIS K0102 43.1.2及び43.2.5
ふっ素	mg/L	0.1 未満	—	—	JIS K0102 34.1
ほう素	mg/L	0.05 未満	—	—	JIS K0102 47.4
水温	℃	7.3	—	—	JIS K0102 7.2
気温	℃	6.1	—	—	JIS K0102 7.1
採水時刻	—	11:10	—	—	—

備考

※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（制定：昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、最終改正：平成25年2月21日環境省令第3号）別表第2に規定される基準値

※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。定量限界は、アルキル水銀：0.0005mg/L、全シアン：0.1mg/L、ポリ塩化ビフェニル：0.0005mg/L

分析結果報告書

令和6年1月31日

北見環境事業協同組合 御中

北海設計株式会社 北見支店
〒090-0802 北海道北見市田端町74番6
Tel (0157) 57-1061

業務担当者：笠松

令和5年11月14日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 安定型最終処分場水質検査業務（上仁頃処分場）
試料名 地下水下流側（安定型最終処分場 才環生第965号）

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	基準値 ^{※1}	分析方法
アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号 付表3
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.0005以下	昭和46年環告59号 付表2
カドミウム	mg/L	0.001 未満	0.001	0.003 以下	JIS K0102 55.4
鉛	mg/L	0.005 未満	0.005	0.01 以下	JIS K0102 54.4
六価クロム	mg/L	0.01 未満	0.01	0.05 以下	JIS K0102 65.2.5
砒素	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0102 61.4
全シアン	mg/L	0.1 未満	0.1	検出されないこと ^{※2}	JIS K0102 38.1及び38.3
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01 以下	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.01 以下	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004	0.004 以下	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.1 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004	0.04 以下	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	1 以下	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.006 以下	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.1
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.006 以下	昭和46年環告59号 付表5
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.003 以下	昭和46年環告59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002	0.02 以下	昭和46年環告59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.1
セレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.01 以下	JIS K0102 67.4
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005	0.05 以下	昭和46年環告59号 付表8
塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.002 以下	平成9年環告第10号 付表
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.5	—	—	JIS K0102 43.1.2及び43.2.5
ふっ素	mg/L	0.1 未満	0.1	—	JIS K0102 34.1
ほう素	mg/L	0.05 未満	0.05	—	JIS K0102 47.4
水温	℃	10.2	—	—	JIS K0102 7.2
気温	℃	5.7	—	—	JIS K0102 7.1
採水時刻	—	11:10	—	—	—

備考

※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（制定：昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、最終改正：平成25年2月21日環境省令第3号）別表第2に規定される基準値

※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。定量限界は、アルキル水銀：0.0005mg/L、全シアン：0.1mg/L、ポリ塩化ビフェニル：0.0005mg/L